

みたか紫水園ショートステイ料金表

令和4年10月1日

項目	介護予防 短期入所生活介護費 1日あたり	1日あたりの 金額(1割)	備考
要支援1	541単位+8.3%+2.3%+1.6%	約656円	
要支援2	667単位+8.3%+2.3%+1.6%	約809円	
要介護 1	714単位+8.3%+2.3%+1.6%	約867円	
要介護 2	782単位+8.3%+2.3%+1.6%	約948円	
要介護 3	856単位+8.3%+2.3%+1.6%	約1,039円	
要介護 4	926単位+8.3%+2.3%+1.6%	約1,123円	
要介護 5	994単位+8.3%+2.3%+1.6%	約1,206円	
送迎費	184単位+8.3%+2.3%+1.6%	約222円	片道

介護費には機能訓練体制加算(12単位)、サービス提供体制加算(6単位)、介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.3%)、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(2.3%)、介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)が含まれています(送迎費を除く)。1単位は10.83円です。上記金額は1割負担の場合です。

一定以上の所得がある方は2~3割負担となります。介護保険負担割合証を基に算定されます。

※ スタッフの配置等により、加算の種類が変わり、それに伴い料金が変わる場合があります。

滞在費・食費の負担額（介護保険負担限度額認定を基に算定）

所得区分		利用者負担 段階区分	1日あたりの 滞在費	1日あたりの 食費	資産状況
生活保護受給者		第1段階	820円	300円	住民税非課税世帯であり、預貯金等の合計額が、 単身…1,000万円以下、 夫婦…2,000万円以下。注1
老齢福祉年金受給者					
市 町 村 民 税	世帯非課税者	第2段階	820円	600円	住民税非課税世帯であり、預貯金等の合計額が、 単身…650万円以下、 夫婦…1,650万円以下。注1
	合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	第3段階(1)	1,310円	1,000円	住民税非課税世帯であり、預貯金等の合計額が、 単身…550万円以下、 夫婦…1,550万円以下。注1
	合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	第3段階(2)	1,310円	1,300円	住民税非課税世帯であり、預貯金等の合計額が、 単身…500万円以下、 夫婦…1,500万円以下。注1
	合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超の方	第4段階	3,150円	※1,680円	下記の資産状況に該当しない方。
世帯課税者					

※4段階の方のみ → 朝食:480円 昼食:600円 夕食:600円

申請後、第1~3段階(2)に認定された方には介護保険負担限度額認定証が発行されます。

注1)世帯分離している場合でも、配偶者が住民税非課税者であること。

その他の料金

- ①おやつ代 …… 70円/回
- ②テレビレンタル …… 100円/日
- ③その他(レクリエーション費用) …… 実費